

監査結果報告書

平成29年 5月19日

社会福祉法人大仙ふくし会
理事長 伊藤 春郎 様

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施した平成28年度第2回監査結果について次のとおり報告します。

(自署押印)

監事

鈴木三郎



監事

高橋 一



監査日時	平成29年5月19日(金曜日) 9時55分~13時10分
監査場所	特別養護老人ホーム愛幸園会議室
監査実施内容	<p>1. 固定資産台帳の管理について 2. 入所者の実態に即した個別処遇について 3. 経理全般について (財産目録、貸借対照表、収支決算書)</p>



監査結果	<p>意見、指示及び指摘事項</p>	<p>1. 本部でまとめて台帳を管理している。 購入金額が1件10万円以上の物品を記載する。 耐用年数が過ぎた物品等は帳簿上1円又は0円とする。 每年減価償却するが、機械的に台帳上の価格も下がっていく。 耐用年数が過ぎても現物が使用できる物品等は台帳に残る。 使用不能となった時点で処分とし、台帳からも削除する。 台帳と現物の不一致はない。 土地については、取得した時点の価格で台帳に記載し、金額は変化しない。</p> <p>2. 介護保険法により、特養は入所者ひとりにつき年2回、老健は3カ月に1回の処遇検討を行わなければならない。 愛幸園、桜寿苑、峰山荘、福寿園いずれもケアマネージャーが担当者会議を主催する。ケアプラン見直し予定表は、平日勤務、遅番勤務、夜間勤務者に確実に申し送りがされている（周知・伝達）。</p> <p>八乙女荘・幸寿園は3カ月に1回、入所検討会議が開催されている。ケアマネージャーがサービス計画書を作成し、すべての職種が集まり周知伝達されている。</p> <p>3. 財産目録は、関連する法令及び通知に従い正しく示しているものと認めます。 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い資産と負債の状況を正しく示しているものと認めます。 収支計算書は、関連する法令及び通知に従い収入と支出の状況を正しく示しているものと認めます。</p>
	<p>その他の提案事項</p>	